**【自営業用】育児による休業取得証明書**

令和５年度版

市使用欄

７

**多摩市長殿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **就労者** | **住所** | **多摩市** |
| **氏名** |  |
| **育児による休業期間** | **取得** | **令和　　 年　　 月 　 日～ 令和　　　年　 　 月 　日** |
| **復職（予定）日** | **令和　　　年　　　月　　　日（切上げ　可　・　不可）** |
| **出産児童** | **氏名** |  |
| **生年月日** | **令和　　　　　　年　　　　月　　　　日生** |
| 上記の事項について、育児による休業を取得又は取得予定であり、以下の事項について確認・承諾し証明いたします。1. 育児による休業を取得又は取得予定
2. 自営業をおこなっている旨がわかる書類の提出をする
3. 開業して１年以上である
4. 養育する子どもが１歳６ヶ月以内である

令和　　　年　　　　月　　　　日　　事業名所在地代表者名 印電話番号 |

※訂正がある場合は、訂正印を押してください。

※虚偽の記載があった場合は、入所取消（在籍児童は退所）となります。

【保護者記入欄】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童氏名（生年月日） | (H ・ R　 　年 　　月　 　日生) | 施設名 | 　　　　　　　　　　　申請中　　　　　　　　　　　在籍中 |
| 児童氏名（生年月日） | (H ・ R　 　年 　　月　 　日生) | 施設名 | 　　　　　　　　　　　申請中　　　　　　　　　　　在籍中 |
| **【自営業の方が育児による休業に伴う、保育所等の入所について】※新規・転所申込みの世帯**　申請児童が保育所等に入所・転所した場合は、入所をした翌月１日以前に復職し、復職後２週間以内に「復職証明書（自営業用）」を提出してください。期限までに復職しないまたは復職証明書（自営業用）を提出できない場合は、退所になります。**【在園児がいて、自営業の方で育児による休業を取得する方】※既に在園児がいる世帯**　第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、①第二子以降の出産のために育児による休業を取得する方で②自営業をおこなっている旨の提出をされた方で、③児童が実際に勤務していた期間（休業開始前）に在籍していた保育施設に継続して在籍する④開業して１年以上⑤養育する子どもが1歳6ヶ月の場合に限り、特例保育を認めています。**第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日**まで、在籍児は在籍できます。※4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児童は**３月末日をもって退所**となります（在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合を除く）。父母が同時に育児休業を取得する場合は、同時期に取得した日の属する月末にて退所になります。 |